

報告項目	報告内容
被処分者の氏名 又は法人名称	竹田 紘己
登録番号又は法人番号	11081493
所属する単位会	東京都行政書士会
事務所名称	竹田紘己行政書士事務所
事務所所在地	東京都北区赤羽西1-39-8 コーポ遠山201
処分年月日	令和5年4月26日（理事会決議日）
処分内容（種類）	廃業勧告及び5年の会員権の停止 （東京都行政書士会会則第23条第1項第3号）
上記処分をした理由	<p>被処分者は申請取次行政書士でありながら、作成した申請書類を本人と面談の上確認することもせず、更には、業務内容に関し、虚偽の申請内容の申請書を作成し、敢えて入国管理局に対し、申請取次行為を行った。この行為は行政書士としての信用を害し、依頼人に多大の被害を与えた。</p> <p>以上の理由から上記の処分を科す。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>一 行政書士法施行規則第9条第1項（法令または依頼の趣旨に反する書類の作成）</p> <p>二 行政書士法第10条（行政書士の責務）</p> <p>三 行政書士法第13条（会則の遵守義務）</p> <p>四 東京都行政書士会会則第18条（会員の責務）</p>